

山形県

# 739円 今年のルール 最低賃金

【最低賃金周知キャッチフレーズ入賞作品：天童市 加藤 進二】

最低賃金

# 739

22円  
UP

時間額  
円

【発効日：平成29年10月6日】

## 特定(産業別)最低賃金【発効日：平成29年12月25日】

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	時間額 <b>800円</b> 18円UP
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないは ん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	時間額 <b>816円</b> 18円UP
自動車・同附属品製造業	時間額 <b>815円</b> 18円UP
自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	時間額 <b>819円</b> 18円UP



応援します！  
がんばる中小企業。

### ☆最低賃金引上げの環境整備のための支援措置

業務改善助成金 《問》山形労働局 雇用環境・均等室 (023-624-8228)

キャリアアップ助成金 《問》山形労働局 職業対策課 (023-626-6101)

### 【山形県最低賃金総合相談支援センター】

業務改善助成金・キャリアアップ助成金の相談  
経営に関する相談  
労務管理に関する相談

《問》0800-800-9902  
(無料相談窓口)

【最低賃金・最低工賃に関するお問合せ】

山形労働局労働基準部賃金室 TEL(023) 624-8224 ・最寄りの労働基準監督署へ!

■山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211

■庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714

■米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120

■新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227

■村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815

厚生労働省

山形労働局・労働基準監督署

## ☆特定（産業別）最低賃金の適用範囲について

特定（産業別）最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額：800円	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業 時間額：816円	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
自動車・同附属品製造業 時間額：815円	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。） 時間額：819円	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車分解整備事業を営む使用者	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

【注】次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等） (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） (3) 時間外割増、休日割増および深夜割増賃金  
(4) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当  
※ 日給（月給）の場合 → 日給（月給）÷1日（1か月）の平均所定労働時間＝時間換算額≥最低賃金額（時間額）

## ☆最低賃金引上げの環境整備のための支援事業

### ◎業務改善助成金のご案内！

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

支給の要件は、①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。※引き上げ後の賃金額が、事業場内の最低賃金となる必要があります。②生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。※単なる経費節減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車両など、通常の事業活動に伴う経費は対象外となります。助成金の上限額（最大200万円）、事業場内最低賃金の引上げ額（30円以上）に応じた助成率等のくわしい内容については、次にお問い合わせください。

【問合せ先】 ☎0800-800-9902（山形県最低賃金総合相談支援センター無料相談窓口）  
☎023-624-8228（山形労働局雇用環境・均等室）

### ◎ワン・ストップ無料相談！

賃金の引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じています。

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていきます。

【山形県最低賃金総合相談支援センター 無料相談窓口】 ☎0800-800-9902（山形市七日町3-1-9 山形商工会議所内）

## ご存知ですか？「無期転換ルール」

「無期転換ルール」とは、労働契約法により、平成25年4月1日以後に有期労働契約を更新し、通算5年を超える有期契約労働者から転換の申込みがあった場合に、無期労働契約へ転換されるルールです。無期転換の申込みへの準備をお願いします。くわしい内容については、次にお問い合わせください。

【問合せ先】 ☎023-624-8228（山形労働局雇用環境・均等室）